

「見よう！作ろう！楽しもう！小学生職場体験講座」講座内容登録などに関するQA集

No	関連項目	質問内容	回答
1	講座内容登録	初めての参加となるので、開催内容を検討するため、過去の事例を教えてください。	県ホームページ「職場体験講座紹介ページ」(https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1070988.html) に令和6年度の講座内容に関する資料を掲載しています。昨年度は128社の企業様にご参加いただいております。開催日や定員数、料金設定などの全体的な傾向は、ページ中部「参加企業募集(3)企業向けオンライン説明会資料」に掲載しています。また、各企業での個別の講座内容については、ページ下部の「講座内容紹介動画」または「講座内容紹介資料」でご覧いただけます。同じ職種や業務内容が類似する企業の実施内容についてご覧いただき参考としてください。
2	講座内容登録(開催日)	講座の開催曜日は、平日か土日のどちらがよいでしょうか。	昨年度に参加された企業様の開催曜日を集計すると、土曜日が一番多く、日曜日が一番少なく設定されていました。ただし、夏休み期間中ということもあり、平日に開催された講座も多くあり、月曜日から土曜日に向けて増えていく傾向でした。この曜日に設定しないといけない、ということはありませんので、基本的に各企業様のご都合に合わせて設定してください。詳細は県ホームページ「職場体験講座紹介ページ」(https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1070988.html) 内のページ中部「参加企業募集(3)企業向けオンライン説明会資料」をご覧ください。
3	講座内容登録(開催日)	講座の開催日は、7月か8月か、お盆前かお盆後か、どの時期に設定すればよいでしょうか。	昨年度に参加された企業様の開催曜日を集計すると、7月末からお盆までの時期で開催される場合が多いですが、お盆後でも一定数(全体の2～3割程度)開催されていました。この時期に設定しないといけない、ということはありませんので、基本的に各企業様のご都合に合わせて設定してください。昨年度に参加された企業様の開催曜日を集計すると、土曜日が一番多く、日曜日が一番少なく設定されていました。ただし、夏休み期間中ということもあり、平日に開催された講座も多くあり、月曜日から土曜日に向けて増えていく傾向でした。詳細は県ホームページ「職場体験講座紹介ページ」(https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1070988.html) 内のページ中部「参加企業募集(3)企業向けオンライン説明会資料」をご覧ください。
4	講座内容登録(講座時間)	講座の実施時間は、どのぐらいの長さがよいですか。	昨年度に参加された企業様の開催曜日を集計すると、全体の半数近くが2時間(120分)で設定されていました。続いて1時間半(90分)、3時間(180分)となっています。この長さに設定しないといけない、ということはありませんので、基本的に各企業様のご都合に合わせて設定してください。なお、暑い時期での開催となるため、長めの時間を設定される場合は、予め飲み物の持参を求めするなど、参加者の健康管理にご配慮願います。詳細は県ホームページ「職場体験講座紹介ページ」(https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1070988.html) 内のページ中部「参加企業募集(3)企業向けオンライン説明会資料」をご覧ください。
5	講座内容登録(開催場所)	自社内での開催が難しい場合、場所の確保はどうすればよいでしょうか。	本事業は、地域の企業・事業所の魅力を知ってもらい、将来の就業につなげることを目的としているため(注)、原則的には企業様側の自主運営をお願いしております。参加企業様相互の公平性や事業主旨に鑑みて、原則、県の会議室の提供等はできませんが、貸し会議室に関わる情報収集については協力可能です。場所探しでお困りの場合は職業能力開発課に御相談ください。ただし、予約手続き、及び有料の貸し会議室を利用する場合の利用料は企業様負担ですのでご承知おきください。
6	講座内容登録(開催場所)	会場を近くの小学校の一室を借りて開催する場合、小学校への交渉を事務局側で行ってもらうことは可能でしょうか？企業側で直接学校に申し出る必要がありますか？	本事業は、地域の企業様・事業所の魅力を知ってもらい、将来の就業につなげることを目的としており、原則的として講座内容の企画・運営は企業様側の自主運営をお願いしております。会場確保につきましても企業様で対応をお願いします。
7	講座内容登録(開催場所)	自宅で施術等を行う事業所であるため、別の会場で講座を開催する予定です。体験していただける講座内容であれば、職場とは別の会場で開催しても構わないでしょうか。	開催場所については、県内であれば、貸し会議室等を借りて講座を開催することも可能です。ただし、本事業は、地域の企業様・事業所の魅力を知ってもらい、将来の就業につなげることを目的としているため、可能な限り事務所近隣にイベント会場を設定し、事務所見学なども含める等の内容としていただくことが望ましいです。難しければ写真や映像等で職場の様子を御紹介いただけると参加者にイメージしてもらいやすいと思います。
8	講座内容登録(開催場所)	集合場所と解散場所は違ってもよいでしょうか。	問題ありません。企業様の企画内容によってご指定ください。なお、講座内で会場の移動を伴う場合は、予め「講座内容登録」でその旨を参加希望者に対しお知らせいただいた方が運営がスムーズになると思われます。

9	講座内容登録 (開催人数)	最低催行人数はありますか。	最低催行人数に関するルールは特に設定していません。最低催行人数の有無、人数などは参加企業様の状況に合わせて設定してください。
10	講座内容登録 (定員)	「講座内容登録」での「定員」欄には、参加者(小学生)の定員人数を記載すればよいでしょうか。もしくは、付添い者(保護者等)も含めた人数を記載した方が良いでしょうか。	「定員」欄には、「対象」欄で指定した参加者(小学生)の定員人数を記載してください。原則、参加者(小学生)につき付添い者(保護者等)は1名まで参加可能としますが、2名以上の受入れが可能な企業様については、「定員に係る補記事項」欄にてお知らせください。
11	講座内容登録 (保護者)	保護者の人数について、過去に1人の子どもに対して家族が全員ついてきてしまったことがあります。保護者2人以上の受入れは困難なため、保護者の上限数を設けたい場合、「講座内容登録」に記載して提出して構わないでしょうか。	原則、参加者(小学生)につき付添い者(保護者等)は1名まで参加可能としますが、2名以上の受入れが可能な企業様については、ヒアリングシートの「定員」欄にてお知らせください。保護者の上限を設ける場合も同様の方法で予め参加企業者にお知らせください。 【記載例】10名(先着順)※参加者(小学生)1名につき、付添い者(保護者等)2名まで受入れ可能
12	講座内容登録 (保護者)	原則、講座は付添い者(保護者等)は見学のみとし、参加者(小学生)に体験させる内容とすることになっていますが、参加者(小学生)が体験で作った料理を親子で試食することも避けた方が良いでしょうか。	参加者(小学生)及び付添い者(保護者等)の体験に含まれない飲食(体験の中で作った料理の試食や企業のおもてなしとしての飲食物の提供など)については、各企業様の判断で、衛生管理に十分注意した上で実施してください。
13	講座内容登録 (アクセス)	講座実施会場への来場手段などの詳細を教えてください。	会場までの交通手段は参加者に用意していただいています。また、自宅から講座実施会場までの往復はイベント保険適用の対象外となります。 参加者には特設HPを通じて、会場までの交通費等は参加者の負担となる旨、周知する予定です。
14	講座内容登録 (応募方法)	「講座内容登録」の「応募方法」欄の記載方法がよく分かりません。	それぞれの講座へは、参加者が各企業様に直接応募し、各企業様等で受付をしていただきます。企業様で対応可能な受付方法を記載してください。記載例は専用フォームとメールでの受付の場合ですが、これ以外で電話やFAX等での受付も可能です。
15	講座内容登録 (応募方法)	「講座内容登録」での「応募方法」で、個人情報の取扱について記載する旨の説明がありますが、具体的にどのように記載すればよいですか。	フォーム上の記載例にありますように、取得した個人情報について、注意して取り扱う旨、記載いただければ問題ありません。 【記載例】「本講座において取得した参加者の氏名・連絡先等の個人情報については、講座運営に必要な範囲に限定して使用し、適切かつ厳重に管理します。講座修了後は速やかに破棄または削除を行います」など。
16	講座内容登録 (講座内容)	業務上、免許がないと仕事ができない(例:美容師、獣医師、薬剤師など)ため、大々的な講座というよりは、普通の職場体験のような形になってしまう可能性があるのですが、問題ないでしょうか。	参加者に対して、地域にはどのような企業様があるかを知っていただけるような内容であれば、講座内容の指定はありません。企業様で運営が可能な範囲で、内容を企画してもらえれば問題ありません。昨年度では座学や説明のみでなく、クイズ形式や材料を安全なものに置き換えて疑似体験するなどの工夫をされた企業様がありました。
17	講座内容登録 (講座内容)	体験する企画内容を検討中ですが、見学のみではだめでしょうか。	「企業様紹介」+「工場見学」という内容構成でも問題ありません。本講座は各企業様の事業内容や魅力を小学生と保護者に伝えることを目的としているため、見学を含め、可能な限り子どもたちの記憶に残る体験型の内容を組み込んでいただきますようお願いいたします。
18	講座内容登録	6/6(金)までの提出期限に間に合わない場合はどうしたら良いでしょうか。	講座の募集開始自体は6月24日以降のため、準備に間に合えば6月7日以降の提出でも対応可能と思われますので、当課までお問い合わせください
19	講座内容登録	とくせつとうろくこうきないよう 静岡県の広報用特設サイトで、登録した講座内容がどのように掲載されるかイメージを教えてください。	詳細は県ホームページ「職場体験講座紹介ページ」 (https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/nouryokukaihatsu/1070988.html)」内のページ中部「参加企業募集(3)企業向けオンライン説明会資料」で特設Webサイトの画面イメージを掲載しています。 基本的には、「講座内容登録」の内容がそのまま1つの講座情報ページとして掲載されます。講座内容の記載等も字数制限はないため、書いた内容がそのまま掲載されます(県の方で、若干文体等を微修正する場合があります)。
20	講座内容登録	自社の申込フォームへのリンクとして県特設Webサイトに二次元コードを添付することは可能でしょうか。また、自社の事業内容の紹介のため、講座内容紹介ページに画像や動画を掲載することは可能でしょうか。	県特設Webサイトの仕様やレイアウトの都合上、個別の講座内容紹介ページに画像・動画・二次元コードを掲載することができません。 申込フォームへのリンクを設定する場合は、リンク先のアドレスを「講座内容登録」の際に記入していただくことになります。 「講座内容登録」の項目の中で事業紹介のサイトへのリンクを設定すること等は可能と思われますので、必要な場合は職業能力開発課へお問い合わせください。
21	講座内容登録	説明会に参加した場合は、必ず参加しなければならないですか。	説明会の内容を聞いて参加は難しいとご判断された場合は、参加を見送っていただいて問題ありません。説明会後に正式に参加を希望する企業様につきましては、改めて電子申請サービス等から本講座への参加をお申し込みください。
22	講座広報	企業のSNSやホームページで、講座開催時の写真利用の可否はどの時点で確認すればいいでしょうか。	参加者には特設HPを通じて、取材や撮影の可能性のある旨を周知予定です。講座開始前にも企業様から保護者に対して同様の旨を説明していただき、撮影不可のお子様がいらした場合にはご配慮をお願い致します。

23	講座広報	講座募集用のチラシデータを提供してもらうことは可能でしょうか。	提供可能です。各企業の広報等で使用する際は、著作権の都合上、加工・改変しないよう御注意ください。
24	講座広報	企業のSNS等で参加者募集や開催状況を発信する際に、事業名や県の事業である旨を掲載する必要がありますか。	掲載していただけるとありがたいですが、必須ではありませんので、企業様で自由に掲載いただいて問題ありません。 なお、令和7年度の「小学生職場体験講座」は県主催の事業であると同時に、以下の県内市町との共催となっておりますのでご承知おきください。（広報用チラシや特設Webサイト等では県主催と合わせて県内の複数の市町が共催されている旨を表示します。 （本講座に共催されている県内市町） 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、牧之原市、南伊豆町、清水町、長泉町、森町
25	講座広報	企業独自で講座の参加募集チラシを作成する場合、県事業である旨、どのように記載すればよいでしょうか。	記載例を参考に、県事業の一環の中で、企業様で講座を開催する旨が分かるような記載としてください。 【記載例】本講座は、「見よう！作ろう！楽しもう！小学生職場体験講座（主催：静岡県）」の一環として、（企業名）が企画・運営を行うものです。
26	講座広報	自社でチラシを作って、市の教育委員会等に個別に相談し、小学校に配布することは可能でしょうか。	県では小学生及び保護者向けの広報用チラシを作成し、各小学校に配布する予定ですが、教育委員会等の許可を経て教員の負担にならない方法で発送準備の上、特別に許可を得て配布する形になります。現在、学校における働き方改革を推進するにあたり、学校への配布物については縮減するよう教育委員会から依頼されているため、参加企業様の資料を合わせて配布することは困難です。
27	講座広報	県で作成する募集チラシには、参加企業名等は掲載されるのでしょうか。	発注スケジュールやスペースの都合上、チラシには企業名は掲載されません。参加企業様の情報は特設Webサイトに掲載いたします。 参加者の皆さんには、チラシの二次元コードから特設Webサイトにアクセスして見ていただく形となります。
28	申込受付	アレルギーのある方は参加不可という条件を設けてもいいのでしょうか。	可能です。「講座内容登録」入力時に「応募時の注意事項及び備考」欄でその旨を明示してください。
29	申込受付	保護者とは親又は祖父母など成年以上を指しますか。例えば、高校生以上の兄弟でも保護者扱いになるのでしょうか。	子の進学・就職において保護者の認知や理解がが一定の影響を及ぼすことを踏まえ、保護者にも各企業の事業内容や魅力を認知していただきたいとの理由から、必ず保護者に付添いをお願いしています。保護者については、原則、親又は祖父母などの成年以上としてください。参加者の個々の事情により個別に相談があった場合は、各企業でご判断をお願いします。
30	申込受付	複数の家庭が同時に参加する形で、うち1家庭の保護者が全体の保護者として申し込むことは可能でしょうか。	本講座は小学生とともに保護者を対象として、地域の企業様・事業所の魅力を知ってもらうことを目的としており、1家庭の保護者が複数家庭の児童に帯同する形での参加は御遠慮いただいています。ただし、やむを得ない事情（複数家庭同時に申込後にうち1家庭の保護者が急に参加不可となった場合等）の場合は、参加企業様の御判断により受け付けていただくことは妨げません。
31	申込受付	受付時に参加者の住所や生年月日等を聞くのは必須でしょうか。	参加者(小学生)が対象学年に合致しているかの確認、また、万が一事故等が起こった場合に保険手続で必要となる情報となるため、聞いていただきますようお願いします。
32	申込受付	参加者の住所や生年月日について、応募の段階で必ず聞く必要がありますか。個人情報のため、居住地の市町名や学校名だけでは問題があるでしょうか。	参加者の都合により生年月日などの聴取が難しい場合は、参加者(小学生)の居住市町及び対象学年に合致しているかを確認できる情報(〇〇小学校〇年生など)でも構いません。ただし、万が一事故が起こった場合に、対象者の氏名・生年月日・住所・連絡先は必要な情報となりますので、その点参加者には御理解いただくよう御協力をお願いします。また、後日、参加者と連絡がとれるような体制は確保していただくようお願いします。
33	申込受付	県で受付を行った参加者はどのように該当企業に連絡されますか。	講座の申込方法は各企業様で「講座内容登録」で登録していただきます。県では各企業様の申込み方法を特設Webサイトなどを通じて広報します。 講座へは参加者が各企業様に直接応募し、各企業様で受付をしていただきますので、県による講座受付は想定しておりません。県の方に受講に関する申込があった場合は、県から企業様へ速やかに伝達します。
34	申込受付	保護者人数の上限はありますか。	上限は設定していません。ただし、原則、参加者の小学生1人につき、保護者に1人付き添ってもらう必要があります。
35	申込受付	参加者の弟が見学することは可能でしょうか。また、親御さんは2人以上参加しても良いのでしょうか。	企業側での受入れが可能であれば、兄弟等に見学していただいても問題ありません。参加者(小学生)につき付添い者(保護者等)は1名まで参加可能としますが、2名以上の受入れが可能な企業様については、ヒアリングシートの「定員」欄にてお知らせください。なお、参加者には、対象年齢未満の児童を同行させたい場合は、申込み先に相談していただくよう、特設HP上で周知しますので、可能な限り対応をお願いします。

36	申込受付	受付時に受け取った個人情報は保管しておくことができますか。破棄するべきでしょうか。	講座修了後は、講座参加者の個人情報につきましては破棄願います。 ただし、次の２点について御承知おきください。 ①講座開催時に、万が一事故が起こった際は、講座修了後も引き続きやりとりが発生する可能性があるため、該当の方と連絡がつくようにしておいてください。 ②企業様から県に対して、個別の個人情報の提出等は求めませんが、講座修了後に実績集計のため、参加実績(参加人数、参加者の居住市町)をお伺いする予定です。
37	申込受付	「【資料３】講座参加者へのお願い」の内容についてはいつ参加者にアナウンスしたら良いでしょうか。	県では6月17日（火）に本講座の特設Webサイトを公開する予定です。本サイト等を通じて、講座参加時の注意事項について、参加者の皆様に事前に周知する予定です。各企業様におかれては、当日に改めて参加者に周知をしていただきますよう御協力をお願いします。
38	申込受付	各講座の参加者の申込状況については、どのタイミングで県で把握するのでしょうか。	申込み状況については、県から各企業様へ随時確認させていただきます。申込開始後に定員に達した講座については、企業様からの連絡を受けて、県の方で順次特設Webサイト上で、募集終了の掲載を行います。
39	参加者募集	参加者募集は各企業で行う必要がありますか。	県では、県内の小学生児童向けの募集チラシ配布や県や各市町での各種媒体での周知などを通じて参加者募集広報を行います。これに加える形で、各企業様で可能な範囲で自社の講座開催に関する広報を行うこともご検討いただきたいです。
40	参加者募集	1事業者が複数の施設で講座開催する場合、講座内容の登録や参加者募集の開催はどのようにすればよいですか。	複数の施設で講座を開催する場合は、講座参加の申込から講座内容の登録まで、施設単位で登録をお願いします。複数講座を1まとめにして登録してしまうと、児童や保護者が希望する講座を探す場合に開催場所等による検索が困難になってしまうため、施設に応じた開催場所・開催日などを個別に講座内容登録してください。 参加者募集にあたっては、申込先の電話番号やメールアドレスを統一することで、受付を一本化していただくことは可能です。
41	本番実施時	写真撮影について、何かガイドラインはありますか。（顔にはモザイク、後ろ姿しか撮影不可、開始前に参加者(保護者)に許諾署名をもらう、など）	参加者には特設HPを通じて、取材や撮影の可能性がある旨を周知予定です。講座開始前にも企業様から保護者に対して同様の旨を説明していただき、撮影不可のお子様がいらした場合にはご配慮をお願い致します。
42	本番実施時	開催したときに低学年や幼稚園・保育園児が参加していましたが断っているのでしょうか。	本事業は小学3年生から6年生までを参加対象としており、基本的に未就学児等の児童については参加できません。ただし、小学1、2年生にも効果的な講座内容であり、安全管理上も問題ないと企業で判断する場合は、参加対象に含めて募集を行うことは妨げません。その場合は、「講座内容登録」の「受講対象」欄で明示してください。 なお、参加者には、対象年齢未満の児童を同行させたい場合は、申込み先の企業様に相談していただくよう、特設HP上で周知しますので、可能な限りご対応をお願いします。
43	本番実施時	保護者は見ているだけで子どもが主体の会で考えていましたが、参加させたほうがいいですか。	原則、付添い者(保護者)は見学のみとし、参加者(小学生)に体験させる内容としてください。